

一般社団法人島根県臨床検査技師会

情報公開規程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会の定款第 57 条に基づき、この法人の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定め、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第 2 条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たって、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 第 7 条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適性に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第 4 条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第 5 条 この法人は、法令並びに定款第 57 条の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第 57 条第 2 項の方法によるものとする。

(公表)

(資料の事務所備え置き)

第 6 条 この法人は、法令の規定に従い資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置き書類)

第 7 条 前条の事務所備え置きの対象書類は事務局運営規程に定める事務局備え付簿冊とする。

2 個人情報を含む書類の閲覧は、個人情報管理規定に則り必要最小限のものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 8 条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務局とする。

2 閲覧を希望する者は、事前に事務局と連絡を取り、閲覧日時を調整する。

(閲覧等に関する事務)

第 9 条 閲覧希望者から資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

一 様式 7-1 に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

二 閲覧（謄写）申請所が提出されたときは、様式 7-2 に定める閲覧受付簿に

必要事項を記し、閲覧に供する。

- 三 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第10条 この法人は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は別に定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第12条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。